

各 位

会 社 名 株式会社アルファクス・フード・システム
代 表 者 名 代表取締役社長 田 村 隆 盛
(コード番号：3814 東証 J A S D A Q)
問 合 せ 先 取締役 IR・広報室室長 菊 本 健 司
電 話 番 号 0 8 3 6 - 3 9 - 5 1 5 1
U R L <http://www.afs.co.jp/>

監査等委員会設置会社への移行による 定款の一部変更および移行後の役員人事に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2020年7月3日開催予定の臨時株主総会での承認を前提として、監査等委員会設置会社への移行による定款一部変更および移行後の役員人事について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

取締役会の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、意思決定の迅速化を実現することを目的とするものです。

(2) 移行の時期

臨時株主総会において、必要な定款変更等についてご承認をいただくことを条件に、監査等委員会設置会社へ移行する予定であります。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の目的

監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。

(2) 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりです。

(3) 日程

定款変更のための臨時株主総会開催日 2020年7月3日(金)

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分を示しています)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役会の設置) 第19条 当社は取締役会を置く。</p> <p>(取締役の員数) 第20条 当社の取締役は、6名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任方法) 第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 任期満了前に退任した取締役の補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期が満了すべき時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって、取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要に応</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役会の設置) 第19条 当社は取締役会および<u>監査等委員会</u>を置く。</p> <p>(取締役の員数) 第20条 当社の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、6名以内とする。</p> <p>② <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任方法) 第21条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して</u>、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期) 第22条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後<u>1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠または増員により選任された監査等委員である取締役の任期は、他の在任監査等委員である取締役の任期が満了すべき時までとする。</u></p> <p>(役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって、取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取</p>

現行定款	変更案
<p>じて取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>② 他の役付取締役は、取締役社長を補佐して業務を執行する。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 25 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故がある時は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>③ 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 27 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 28 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 30 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>取締役社長 1 名を選定し、必要に応じて<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 25 条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 27 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 28 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 30 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。<u>ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の議決によって定めるものとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="300 152 683 183"><u>第5章 監査役および監査役会</u></p> <p data-bbox="220 250 411 282"><u>(監査役の設置)</u></p> <p data-bbox="204 300 785 376">第32条 <u>当社は監査役および監査役会を置く。</u></p> <p data-bbox="220 443 411 474"><u>(監査役の員数)</u></p> <p data-bbox="204 492 785 524">第33条 <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p data-bbox="220 591 475 622"><u>(監査役の選任方法)</u></p> <p data-bbox="204 640 785 716">第34条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p data-bbox="204 734 785 860">② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p data-bbox="220 927 411 958"><u>(監査役の任期)</u></p> <p data-bbox="204 976 785 1102">第35条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p data-bbox="204 1120 785 1245">② <u>期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期が満了する時までとする。</u></p> <p data-bbox="220 1312 395 1344"><u>(常勤監査役)</u></p> <p data-bbox="204 1361 785 1438">第36条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。</u></p> <p data-bbox="220 1505 491 1536"><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p data-bbox="204 1554 785 1680">第37条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することが出来る</u></p> <p data-bbox="220 1747 523 1778"><u>(監査役会の決議の方法)</u></p> <p data-bbox="204 1796 785 1921">第38条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p data-bbox="220 1989 475 2020"><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p data-bbox="204 2038 785 2114">第39条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事</u></p>	<p data-bbox="826 152 906 183">(削除)</p> <p data-bbox="826 250 906 282">(削除)</p> <p data-bbox="826 443 906 474">(削除)</p> <p data-bbox="826 591 906 622">(削除)</p> <p data-bbox="826 927 906 958">(削除)</p> <p data-bbox="826 1312 906 1344">(削除)</p> <p data-bbox="826 1505 906 1536">(削除)</p> <p data-bbox="826 1787 906 1818">(削除)</p> <p data-bbox="826 2024 906 2056">(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>項については、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p>	
<p><u>(監査役会規程)</u></p>	
<p>第 40 条 <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の報酬等)</u></p>	
<p>第 41 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p>	
<p>第 42 条 <u>当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p>	(削除)
<p>② <u>当社は、監査役との間で、会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 1 0 0 万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p>	
<p>(新設)</p>	<p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p>
<p>(新設)</p>	
<p>(新設)</p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第 32 条 <u>監査等委員会は、その議決によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第 33 条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第43条 (条文省略)</p> <p>第44条 (条文省略)</p> <p>第45条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第46条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第47条～第50条 (条文省略)</p> <p>附 則</p> <p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の決議の方法)</p> <p>第34条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数をもって行う。</p> <p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第35条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第36条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第37条 (現行どおり)</p> <p>第38条 (現行どおり)</p> <p>第39条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第41条～第44条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 当社は、2020年7月3日開催の臨時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の限度内において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>

3. 監査等委員会移行後の役員人事の件

(1) 取締役候補者（監査等委員である取締役を除く）

氏名	新役職（予定）	現役職
たむら たか もり 田 村 隆 盛	代表取締役社長	同左
ふじ い ゆみ こ 藤 井 由実子	専務取締役	同左
い で しゅう いち 井 手 修 一	常務取締役	同左

(2) 監査等委員である取締役候補者

氏名	候補者（予定）	現役職
とち ぎ しんじろう 栃 木 伸二郎	社外取締役 監査等委員	社外取締役
さ とう ひさ のり 佐 藤 久 典	社外取締役 監査等委員	社外監査役
たか やま ゆき のり 高 山 行 紀	社外取締役 監査等委員（新任）	—
きの した てる ひこ 木 下 輝 彦	社外取締役 監査等委員（新任）	—

(3) 就任予定日

2020年7月3日

(4) 退任予定の取締役及び監査役

氏名	現役職	退任後役職
きく もと けん じ 菊 本 健 司	取締役 IR・広報室室長 取締役 人事・総務部長	上席執行役員 IR・広報室室長 上席執行役員 人事・総務部長
かた おか ひさ のり 片 岡 久 議	社外取締役	—
で じま あつ ひろ 出 島 淳 浩	常勤監査役	上席執行役員 経理部長
ご とう のぼる 後 藤 登	社外監査役	—

以上